答 弁 第 九 一 号 平成二十二年二月十六日受領

内閣衆質一七四第九一号

平成二十二年二月十六日

内閣総理大臣 鳩 Щ 由 紀 夫

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する第三回質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査に係る秘密保持の実態等に関する第三回質問

に対する答弁書

一から三まで及び九について

法務大臣、 法務副大臣及び法務大臣政務官は、 前々回答弁書(平成二十二年一月二十六日内閣衆質一七

四第三号)及び前回答弁書(平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五〇号)を作成する際に参考となる

よう、 法務省組織令 (平成十二年政令第二百四十八号)により検察に関することを所管する法務省刑事局

から必要な情報を提出させている。

四及び五について

御指摘 の事件については承知しているが、 個別具体的な事件における検察当局から法務大臣に対する報

告については、 捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、 詳細について答弁することは差し控える。

六について

大阪地方検察庁においては、 報道機関への対応について、特に定まった規定があるわけではなく、 適宜

適切に対応しているものと承知している。

\_

## 七及び八について

道機関の報道の自由を十分尊重しながら、捜査・公判の遂行に支障を生じるおそれのある取材や報道等が 弁することは差し控えるが、一般論として言えば、検察当局においては、事件報道の重要性を理解し、 な事件における検察当局の報道機関への対応については、 御指摘の 「特捜部への出入りを禁じた」の意味するところが必ずしも明らかでなく、また、 捜査の内容等にもかかわる事柄であるので、 個別具体的 報 答

なされた場合には、適宜適切に対応しているものと承知している。